

総務省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 情報通信国際戦略局の所掌事務の一部を情報流通行政局の所掌事務とし、情報通信国際戦略局に置かれていた情報通信政策課を情報流通行政局に移管するとともに、情報通信国際戦略局の所掌事務及び同局に置かれる課の所掌事務を変更し、同局の名称を国際戦略局に変更すること。

(第二条、第十条、第十七条、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第七十七条関係)

二 国際戦略局に置く参事官を三人から一人に変更し、情報流通行政局に新たに参事官を二人置くこと。

(第六十七条、第七十四条、第七十五条、第八十六条関係)

三 情報流通行政局の所掌事務及び同局に置かれる課の所掌事務を変更すること。

(第十一条、第七十六条関係)

四 行政評価局に置く評価監視官を七人から八人に変更すること。(第四十条関係)

五 行政評価局に新たに行政相談管理官一人を置き、その職務を定めるとともに、同局行政相談課の所掌事務を変更し、同課の名称を行政相談企画課に変更すること。

(第四十条、第四十三条、第四十四条の二関係)

六 管区行政評価局に置かれる第一部及び第二部、関東管区行政評価局及び近畿管区行政評価局に置かれる総務部並びに北海道管区行政評価局に置かれる行政相談部を廃止し、管区行政評価局に新たに総務行政相談部及び評価監視部を置くこと。
(第三百三十四条関係)

七 管区行政評価局及び行政評価支局に置かれる行政評価事務所のうち三十二を廃止すること。

(別表(第三百三十七条関係) 関係)

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

(附則関係)